

業務方法書の取扱いの一部改正について

1 業務方法書の取扱い(平成16年5月6日通知)

(下線部変更)

新					旧				
別表					別表				
受入予定証券残高及び担保指定証券残高に係る評価額等に関する表(第7条の2、第9条及び第12条関係)					受入予定証券残高及び担保指定証券残高に係る評価額等に関する表(第7条の2、第9条及び第12条関係)				
1.・2. (略)					1.・2. (略)				
3. 業務方法書第45条第3項第1号に規定する当社が定める時価及び率並びに第58条第3項に規定する当社が定める時価及び率のうち、次に掲げる機構取扱有価証券については、次のとおりとし、新株予約権及び新投資口予約権については、担保指定証券残高及び受入予定証券残高の時価に乗すべき率を零とする。					3. 業務方法書第45条第3項第1号に規定する当社が定める時価及び率並びに第58条第3項に規定する当社が定める時価及び率のうち、次に掲げる機構取扱有価証券については、次のとおりとし、新株予約権及び新投資口予約権については、担保指定証券残高及び受入予定証券残高の時価に乗すべき率を零とする。				
有価証券の種類		時価		時価に乗すべき率	有価証券の種類		時価		時価に乗すべき率
株式 投資口 優先出資 投資信託受益権 受益証券発行信託の 受益権 外国株券等	<u>国内の金融商品 取引所に上場さ れているもの</u>	(削 る)	(略)	(略)	株式 投資口 優先出資 投資信託受益権 受益証券発行信託の 受益権 外国株券等	(新 設)	<u>国内の金融商品 取引所に上場さ れているもの</u>	(略)	(略)

新株予約権付社債	国内の金融商品 取引所に上場さ れているもの	(削 る)	(略)	(略)	新株予約権付社債	(新 設)	国内の金融商品 取引所に上場さ れているもの	(略)	(略)
(注) (略)					(注) (略)				
4. (略)					4. (略)				
5. 業務方法書第45条第3項第1号に規定する当社が定める時価及び比率並びに第58条第3項に規定する当社が定める時価及び比率のうち、国債証券については、次のとおりとする。					5. 業務方法書第45条第3項第1号に規定する当社が定める時価及び比率並びに第58条第3項に規定する当社が定める時価及び比率のうち、国債証券については、次のとおりとする。				
有価証券の 種類		時価		時価に乗すべき率	有価証券の 種類		時価		時価に乗すべき率
国債 証券	日本 証券 業協 会が 売買 参考 統計 値を 発表 する もの	(削 る)	(略)	(1) 国債証券(変動利付国債、分離元 本振替国債及び分離利息振替国債を除 く。) a~d (略) e 残存期間20年超30年以内のもの <u>100分の94</u> f (略)	(新 設)	日本 証券 業協 会が 売買 参考 統計 値を 発表 する もの	(略)	(1) 国債証券(変動利付国債、分離元 本振替国債及び分離利息振替国債を除 く。) a~d (略) e 残存期間20年超30年以内のもの <u>100分の95</u> f (略)	
				(2) (略)				(2) (略)	
				(3) 分離元本振替国債及び分離利息振替 国債 a~d (略) e 残存期間20年超30年以内のもの <u>100分の93</u>				(3) 分離元本振替国債及び分離利息振替 国債 a~d (略) e 残存期間20年超30年以内のもの <u>100分の94</u>	

				f 残存期間30年超のもの <u>100分の92</u>					f 残存期間30年超のもの <u>100分の91</u>
(注) (略) 6. ～13. (略)					(注) (略) 6. ～13. (略)				

2 附 則

この改正規定は、平成29年1月10日から施行する。